

平成十四年法律第二百五十八号
国立研究開発法人科学技術振興機構法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）	第二章 役員及び職員（第十条—第十九条）	第三章 運用・監視委員会（第二十条—第二十二条）	第四章 業務（第二十三条—第三十条）	第五章 財務及び会計（第三十一条—第三十五条）	第六章 雑則（第三十六条—第四十条）	第七章 罚則（第四十一条—第四十三条）
附則	附則	附則	附則	附則	附則	附則
（目的）	（目的）	（目的）	（目的）	（目的）	（目的）	（目的）
第一条 この法律は、国立研究開発法人科学技術振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	第二条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）の成果であって、企業化されていないものをいう。	第三条 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業的規模において実施することにより、これを企業化することができるようになることをいう。	第四条 この法律において「基盤的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。	第五条 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する共通的な研究開発である。	第六条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人科学技術振興機構とする。	第七条 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業的規模において実施することにより、これを企業化することができるようになることをいう。
（機構の目的）	（機構の目的）	（機構の目的）	（機構の目的）	（機構の目的）	（機構の目的）	（機構の目的）
第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を代表する学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）において同じ。）から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報を中核的に開拓しての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。（国立研究開発法人）	第五条 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。（資本金）	第六条 機構の資本金は、附則第三条第一項、第二項及び第五項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。	第七条 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。	（事務所）	（事務所）	（事務所）

4 「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。	5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。	6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。	7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、第三十一条第一項各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額（土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等）を示すものとする。
（出資証券）	（出資証券）	（出資証券）	（出資証券）
第七条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。	第二章 役員及び職員	第十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。	第八条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を（持分の払戻し等の禁止）
（持分の払戻し等の禁止）	（持分の払戻し等の禁止）	2 前項に規定するもののほか、出資証券に關し必要な事項は、政令で定める。	3 前項に規定するもののはか、出資証券に關し必要な事項は、政令で定める。
（名称の使用制限）	（名称の使用制限）	2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。	4 政府は、機構に出資するときは、前項の規定による出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
第九条 機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならない。	（役員）	3 機構に、役員として、第二十三条规定する助成資金運用（以下「寄託金運用業務等」という。）及び第二十七条第二項に規定する運用業務（以下「運用業務担当理事」という。）一人を置く。	5 前項の規定による出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
（役員の職務及び権限等）	（役員）	4 機構に、運用業務担当理事のほか、役員として、理事四人以内を置くことができる。	6 前項の規定による出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
（理事）	（理事）	5 機構に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置く。	7 政府は、機構に出資するときは、前項の規定による出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
第十一条 理事（運用業務担当理事を除く。）は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。	（理事）	6 前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。	8 前項の規定による出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
（理事の任命の特例）	（理事の任命の特例）	7 運用業務担当理事は、寄託金運用業務等について、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。	9 前項の規定による出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
第十二条 運用業務担当理事は、通則法第二十条第四項の規定にかかるらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命する。	（理事の任期）	8 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。	10 前項の規定による出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
（理事の任期）	（理事の任期）	9 監事は、通則法第十九条第九項の規定に基づき理事長又は文部科学大臣に寄託金運用業務等に係る意見を提出したときは、遅滞なく、運用・監視委員会にその旨を報告しなければならない。（運用業務担当理事の任命の特例）	11 前項の規定による出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
第十三条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。	（理事の任期）	10 理事長は、前項の規定により運用業務担当理事を任命したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。この場合においては、通則法第二十条第五項の規定は、適用しない。	12 前項の規定による出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
（理事の任期）	（理事の任期）	11 理事長は、前項の規定により運用業務担当理事を任命したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。この場合においては、通則法第二十条第五項の規定は、適用しない。	13 前項の規定による出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
第十四条 通則法第二十二条の規定にかかるらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、非常勤の理事又は監事となることができる。	（理事の任期）	12 第二項の規定により運用業務担当理事を任命したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。この場合においては、通則法第二十条第五項の規定は、適用しない。	14 前項の規定による出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

二号に掲げるものを除く。第三十二条第三項において「特別助成業務」という。)を一體的に実施しなければならない。

(株式等の取得及び保有)
第二十四条 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行ふことができる。

(基金の設置等)

第二十五条 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第二十三条第一項各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律

第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金(次項及び第三十一条第三項において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

(国立大学寄託金の運用)

第二十六条 国立大学寄託金の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証券(有価証券に係る標準物(同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいう。第五号において「標準物」という。)を含む。)であつて政令で定めるもの(株式を除く。)の売買(デリバティブ取引(同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第八号において同じ。)に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

二 預金又は貯金(文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。)

三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定する信託(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。)との投資一任契約(同条第八項第十二号口に規定する契約をいう。第二十九条第四項において同じ。)であつて政令で定めるものを締結して行うものを除く。)にあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び次号から第八号までに掲げる方法
ロ コール資金の貸付け又は手形の割引

四 第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの金融機関その他政令で定め

る法人に対する貸付け

五 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(標準物を含む。)の売買契約を成立させ、又は解除せざることができる権利であつて政令で定めるものをいう。)の取得又は付与(第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的と

して行うものに限る。)

六 先物外為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一一定の時期に一定の外為替相場により実行する取引の対象となるものをいう。)の売買(第一号から第三号までに掲げる方

法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

七 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外國通貨をもつて表示され支払手段の売買取引を成立させることができることの権利であつて政令で定めるものをいう。)の取得又は付与(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

八 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であつて政令で定めるもの(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

(助成勘定に属する資金の運用)

第二十七条 機構は、助成業務(第二十三条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。)に係る勘定(以下「助成勘定」という。)に属する資金を運用するに当たつては、前条各号に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

2 助成勘定に属する資金の運用(以下「助成資金運用」という。)については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

(助成資金運用の基本指針)

第二十八条 文部科学大臣は、助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定め、これを機構に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 助成資金運用に関する基本的な方針

二 助成資金運用における資産の構成の目標に関する基本的な事項

三 助成資金運用に必要な資金の調達に関する基本的な事項

四 助成資金運用に關し、機構が遵守すべき基本的な事項

五 その他助成資金運用に関する重要な事項

(助成資金運用の基本方針等)

第二十九条 機構は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、基本指針に基づき、運用の目的その他文部科学省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前項に規定する基本方針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 助成資金運用の長期的な観点からの安全かつ効率的な実施に資するものであること。

二 基本指針に照らし適切なものであること。

三 この法律(これに基づく命令を含む。)その他の法令に反するものでないこと。

4 3 機構は、第一項の認可を受けた基本方針に従つて、助成資金運用を行わなければならぬ。

4 機構は、第二十六条第三号に掲げる方法により助成資金運用を行う場合においては、当該運用に関する信託契約及び投資一任契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の認可を受けた基本

方針の趣旨に沿つて契約を履行すべきことを、文部科学省令で定めるところにより、示さなければならぬ。

5 文部科学大臣は、第一項の認可をした基本方針が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、その基本方針を変更すべきことを命ずることができる。

6 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その基本方針を公表しなければならない。(特に必要がある場合の文部科学大臣の要求)

第三十条 文部科学大臣は、助成資金運用の安全かつ効率的な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、助成資金運用の方法の見直しその他の必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、文部科学大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五章 財務及び会計

(区分経理)

第三十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 寄託金運用業務

二 助成業務

三 文献に係る第二十三条第一項第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定めるもの(以下「文献情報提供業務」という。)

- 四 前三号に掲げる業務以外の業務
- 3 寄託金運用業務に係る業務上の余裕金の運用については、第二十七条の規定を準用する。
- 2 機構は、第二十五条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。
- （利益及び損失の処理の特例等）
- 第三十二条** 寄託金運用業務に係る勘定（次項において「寄託金運用勘定」という。）については、
通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。
- 2 機構は、寄託金運用勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の寄託金運用業務の財源に充てなければならない。
- 3 機構は、助成勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項及び次項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務の財源に充てることができる。
- 4 機構は、助成勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。
- 5 機構は、第三項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 6 文献情報提供業務に係る勘定（以下「文献情報提供勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。
- 7 第三項及び第五項の規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第六項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」とあるのは、「文献情報提供業務」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。
- 8 第三項及び第五項の規定は、前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」とあるのは、「前条第一項第四号に掲げる業務」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。
- （長期借入金及び科学技術振興機構債券）
- 第三十三条 機構は、助成業務に必要な資金に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は科学技術振興機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。
- 2 前項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 4 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

- 5 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、機構債券に關し必要な事項は、政令で定める。
- （債務保証）
- 第三十四条** 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。
- 第三十五条** 機構は、毎事業年度、長期借入金及び機構債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- （償還計画）
- 第六章 雜則**
- （財務大臣との協議）
- 第三十六条** 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 一 第二十六条第二号の規定による指定をしようとするとき。
- 二 第二十八条第一項の規定により基本指針を定め、又はこれを変更しようとするとき。
- 三 第二十九条第一項、第三十三条第一項若しくは第四項又は前条の認可をしようとするとき。
- 四 第三十二条第三項（同条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）又は第四項の承認をしようとするとき。
- （関係行政機関の長の協力）
- 第三十七条** 関係行政機関の長は、機構の行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。
- （機構の解散時における残余財産の分配等）
- 第三十八条** 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第三十一条第一項各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出资者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。
- 1 前項の規定により各出资者に分配ができる金額は、その出資額を限度とする。
- 2 第一項の規定による分配の結果なお文献情報提供勘定に残余財産があるときは、その財産は、当該残余財産の額のうち、第三十一条第一項各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出资者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。
- （主務大臣等）
- 第三十九条** 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。
- （国家公務員宿舎法の適用除外）
- 第四十条** 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。
- （第七章 罰則）
- 第四十一条** 第十八条（第二十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- （国家公務員宿舎法の適用除外）
- 第四十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
- 1 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 2 第二十三条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 3 第二十六条各号に掲げる方法以外の方により国立大学寄託金、助成勘定に属する資金又は寄託金運用業務に係る業務上の余裕金を運用したとき。

第四十三条 第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条から第九条まで及び第十二条の規定

平成十五年十月一日

(事業団の解散等)

第二条 科学技術振興事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際現に事業団が有する権利（附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号。以下「旧事業団法」という。）第四十九条第一項に規定する一般勘定（以下「旧一般勘定」という。）に属する資産に限る）のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

5 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録・貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

7 事業団の解散については、旧事業団法第四十九条第一項及び第二項の規定による残余財産の分配は、行わない。

8 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(機構への出資)
第三条 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する旧一般勘定の資産の価額から機構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額（以下「旧一般勘定純資産額」という。）に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。
5 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第三十九条に規定する文献情報提供勘定（以下「旧文献勘定」という。）における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

6 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧文献勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文献情報提供勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

第四条 前条第一項又は第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に定める金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一 前条第一項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者が、当該政府以外の者が有する旧一般勘定純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る旧一般勘定における出資額を超えるときは、当該旧一般勘定における出資額に相当する金額）

二 前条第五項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者、当該政府以外の者が有する附則第二条第一項の規定による承継の際ににおいて現に事業団に属する旧文献勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の資産の価額について準用する。

第五条 この法律の施行の際現に科学技術振興機構という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条の二 附則第三条第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額（附則第四条第二項の規定により払戻しを受けた者の持分に係る出資額を除く。）については、当該政府以外の者は、機構に対し、国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第二号。次項において「改正法」という。）の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する改正法の施行の日における文献情報提供勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

3 附則第三条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。この場合において、同条第三項中「機構の成立の日」とあるのは、「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第二号）の施行の日」と読み替えるものとする。

第五条の三 財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。以下この条において同じ。）は、令和三年度から令和五十二年度までの間ににおいて、同法第十条第一項の規定にかかわらず、助成業務に必要な資金に充てるため機構が借り入れをする場合における機構に対する貸付け（以下この条において単に「貸付け」という。）に運用することができる。

2 財政融資資金は、令和三年度から令和五十二年度までの間ににおいて、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかる貸付けに運用される財政融資資金又は前項の規定により機構債券に運用される財政融資資金は、令和五十二年度までの間に償還するものとする。

3 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前項の規定により機構債券に運用される財政融資資金がある場合には、第二十八条第二項第三号中「事項」とあるのは「事項（財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。第三十一条において同じ。）の確実な償還のために必要な事項を含む。）」と、第三十五条中「償還計画」とあるのは「償還計画（財政融資資金による貸付け又は引受け、応募若しくは買入れに係る借入

金又は機構債券の償還期限、償還期限を繰り上げて償還する予定がある場合にはその旨その他財政融資資金を確実に償還するための計画を含む。」とする。

5 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は第二項の規定により機構債券に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）の規定の適用については、機構を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

第六条 科学技術振興事業団法の廃止

科学技術振興事業団法は、廃止する。

（科学技術振興事業団法の廃止に伴う経過措置）

第七条 前条の規定の施行前に旧事業団法（第十三条及び第二十七条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手續その他行為とみなす。

第八条 附則第六条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 事業団の役員、顧問若しくは職員又は新技術審議会の委員であつた者に係るその職務にして知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び新技術事業団の役員若しくは職員又は新技術審議会の委員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第六条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第六条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第二条から第五条まで及び第七条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 则 （平成一六年六月一八日法律第一二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び 二 略

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百三十号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附 则 （平成一六年六月一八日法律第一二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百三十号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附 则 （平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条 第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十一条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定 平成十七年四月一日

附 则 （平成一六年六月二三日法律第一三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められる日から施行する。

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百三十号）の公布の日のかれか遅い日

附 则 （平成二二年五月一八日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 （平成二五年一二月一三日法律第九九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第二条の改正規定、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の次に一条を加える改正規定及び同法別表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定、第二条の規定並びに附則第四条から第八条までの規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 则 （平成二六年二月一七日法律第一号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 则 （平成二六年五月一日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 （平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（課税の特例）

第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受ける名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成三十一年二月一四日法律第九四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第三十五条 この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(附 則)

(令和二年六月二十四日法律第六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に国立研究開発法人科学技術振興機構の理事である者の任期(補欠の理事の任期を含む。)については、第九条の規定による改正後の国立研究開発法人科学技術振興機構法第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(附 則) (令和三年二月三日法律第二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附 則) (令和四年五月二十五日法律第五一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附 則) (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日